参考資料

事　務　連　絡
令和７年６月 30 日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局　運 輸 部 長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第９条第４項に基づく協議会の
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和５年１０月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第９条第４項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第４条第２項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

１．開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、２．により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

２．軽微な事案の例

・均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
・毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
・工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
・新たな決済手段を追加する場合

以上